



ふくやま
東西北警察署

管内犯罪情報通信

2013.
9. 23
特別号

発信元 東学区防犯組合

悪質点検商法にご注意！！

9月に入って、関東地方を始め近畿東海地方で竜巻（突風）や台風や豪雨による被害が発生しました。このような災害が発生すると、災害時の混乱や避難に乗じて泥棒に入られる被害や、点検商法のトラブルが発生します。

点検商法とは

「災害の点検に来ました」と訪問して、「屋根瓦がずれている」「水が汚れている」などと不安を煽り、リフォーム工事などの契約を勧める訪問販売です。



被害に遭わないために・・・

- ▼公的機関を名乗ってきたときは、**部署名、氏名を聞いて、その場では契約せずに、後でその機関に確認をすること。**
- ▼特定商取引法では、最初に事業者名と販売の目的であることを、はっきりと告げなければならないとされています。**不審と感じたときはきっぱりと断ること。**
- ▼**決してその場で契約しないこと。** 家族や信頼できる周囲の人、消費生活センターなどに相談して下さい。
- ▼万一、契約してしまった場合でも、法律で定められた書面を受け取った日から**8日以内であればクーリングオフができます。**
- ▼また、「瓦がずれて雨漏りがする」など虚偽の説明による契約、帰ってほしいと言っても帰らない、などの**不適切な勧誘があった場合は、クーリングオフ期間が過ぎてしまっても契約の取り消しができます。**